

(8) 災害査定結果概要

農地・農業用施設及び林道災害の被災箇所の一覧図を以下に示します。

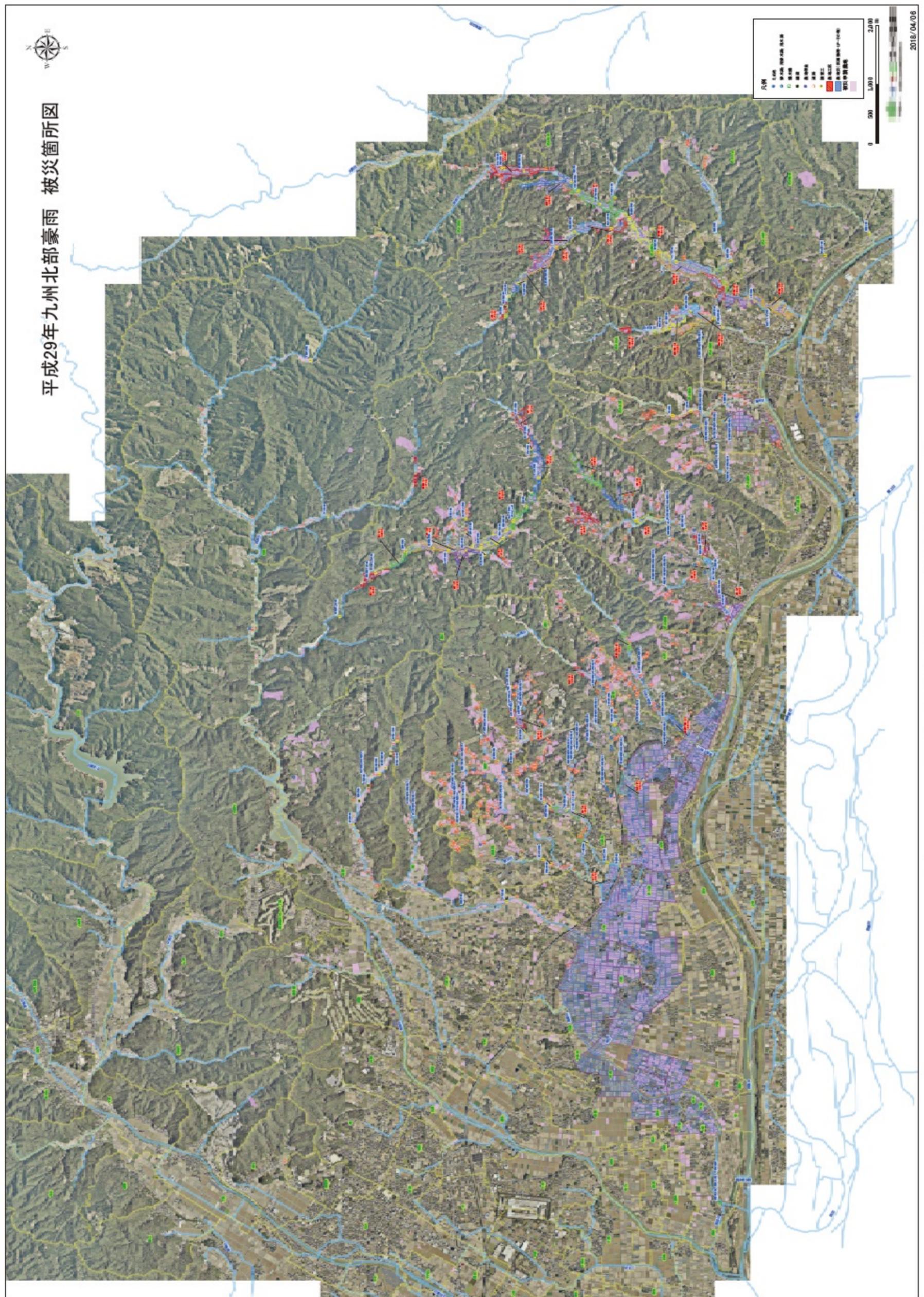


図-5.3.8 農地・農業用施設の被災箇所の一覧

(9) 応急工事と本格復旧へ向けて

1) 農地・農業用施設

応急工事は発災直後に2次被害をふせぐために、ため池内にポンプを設置する、堤体をブルーシートで保護するなど、まずは人命を守ることを最優先に行いました。

また、稲の作付直後であったため、水源確保のための水路浚渫・ポンプ設置を行いました。

山間部の被災地が主に柿畑・梨畑で、消毒の時期であったため、園内道確保のため自ら作業を行う人に対して機材リース代を補助する制度を新たに設け、早期復旧を目指しました。

農地の災害復旧は、主に原形復旧で行い、原形をとどめない箇所については区画整理事業の導入という基本方針は定まっていますが、河道の確定が不可欠という条件もあり、鋭意、関係機関との調整等を進めています。

農業用施設については、施設の種類によってさまざまな要件があり、受益者との協議や水利権者(国・県)、県土整備事務所など多くの部署との調整等を進めています。

工事完了の事例として、平野部排土工の事例を以下に示します。



写真-5.3.11 平野部排土工(施工前)



写真-5.3.12 平野部排土工(施工後)

2) 林道

今回の災害では、農地や林道と隣接した道路や河川、砂防、治山等の復旧に長期間を要することが想定されるため、林道では、国の査定を見送った路線があります。これらについては付替林道等で対応を計画していますが完全な林道復旧にはさらに時間が掛かる見通しです。

査定決定された箇所についても上記の理由からすぐに工事に着手できない箇所が多くあります。また、同一路線内で多くの箇所が被災している林道は、手前から工区を区切って順次施工しながら進入していくため完全な林道復旧にはさらに時間が掛かると考えられます。

農林水産省以外の所管の施設も広く被災しているため、残土処理場が不足しており、その確保に苦慮しています。また流木が大量に発生しており、その処分価格が上昇している状況です。

3) 治山施設（民有林直轄治山事業の実施）

福岡県では、発災直後の緊急対策として、治山施設の周囲に堆積した、流木及び土砂撤去を実施されました。また、県で実施する災害関連緊急治山事業や治山激甚災害対策特別緊急事業等の復旧工法等について、林野庁と協議し実施されています。

国では、平成29年12月22日は、朝倉市における民有林直轄治山事業の実施を含む平成30年度の予算（案）が閣議決定され、12月25日は、九州森林管理局治山課内に「平成29年九州北部豪雨災害朝倉地区民有林直轄治山対策室」が設置されました。平成30年4月1日には、「民有林直轄治山事業」が着手されることになり、その一環の工事として、平成30年7月6日には、応急対策（流木撤去）の様子が発表されました。

以下にこの工事状況を示します。

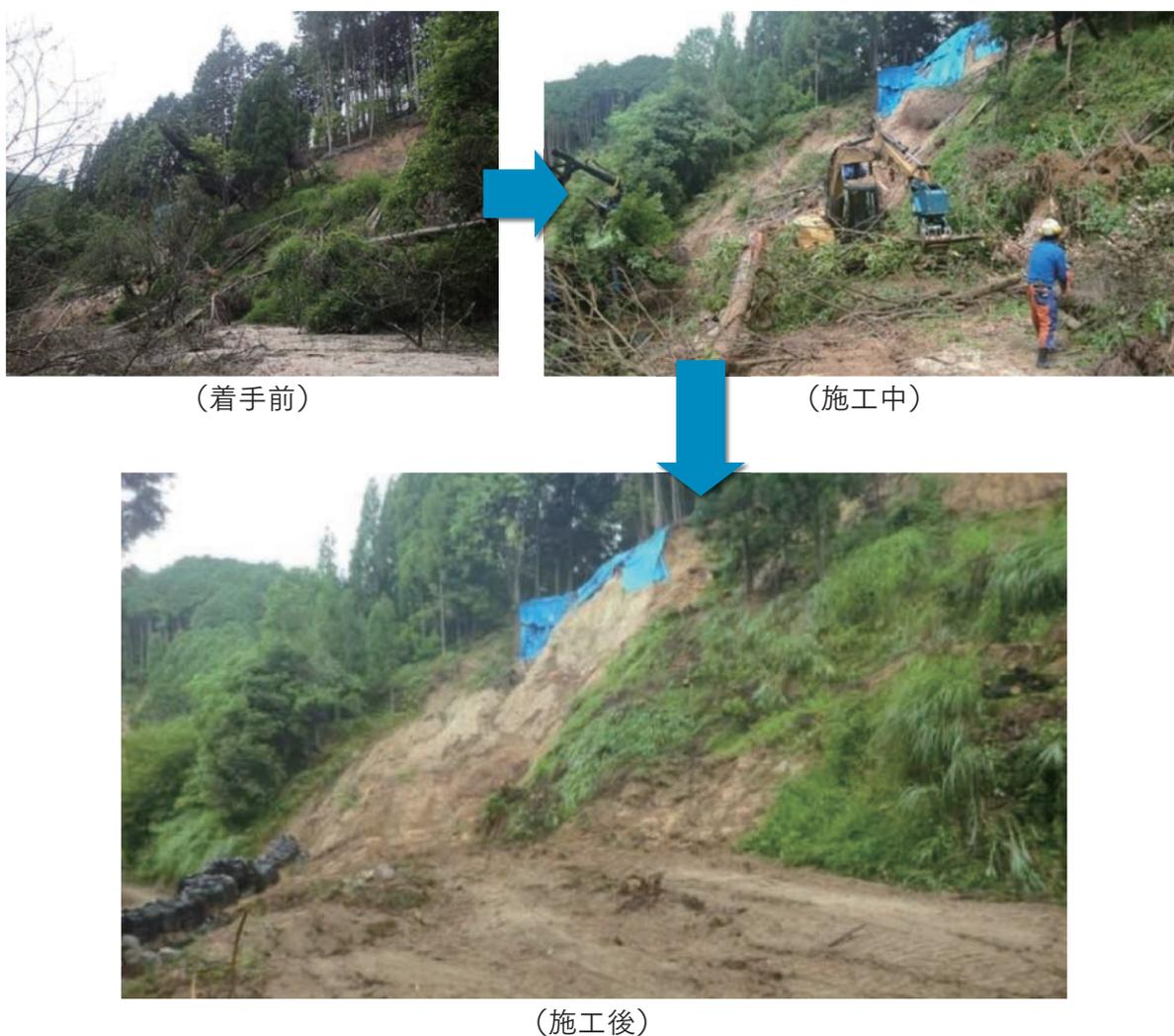


写真-5.3.13 民有林直轄治山事業のうちの応急対策(流木撤去)の様子²⁵⁾

